

長坂埋立跡地地下水調査業務委託(10月から3月)仕様書

長坂埋立跡地地下水調査業務委託(10月から3月)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|---|------|---|
| 1 | 目 的 | 本業務は、下記施行場所に設置した、観測井において、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(改正平成28年6月20日環境省令第16号。以下「省令」という。)第1条第2項第十号ハ、その他の法令に定められた項目等について、地下水の水質測定を行う事を目的とする。 |
| 2 | 履行期間 | 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市長坂5丁目3678番地ほか |
| 4 | 業務内容 | <p>(1) 測定項目 上記観測井(上部地下水、下部地下水の2箇所)から得られた地下水について、各々に次の項目の測定を行う。ただし、①から④については履行期間内に各1回、⑤及び⑥については履行期間内に各6回(月1回)行うものとする。(測定に必要な試料採取等は6回(月1回)行うこと)</p> <p>① 省令第1条第2項第10号イの規定による地下水等検査項目23項目 ② 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)第29条に基づく地下浸透禁止物質4項目(有機りん化合物、クロム及びその化合物、フェノール類、弗素及びその化合物)。 ③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月環境庁告示第10号)に基づく4項目(ホウ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、クロロエチレン、1,4-ジオキサン) ④ 長坂埋立地浄化センター水質と対比するための13項目(水素イオン濃度、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、大腸菌群数、全窒素、全りん、ニッケル)。 ⑤ 省令第1条第2項第10号ハによる2項目(電気伝導率、塩化物イオン) ⑥ 厚生省環境整備課長通知(平成10年3月衛環第8号)による過マンガン酸カリウム消費量。</p> <p>(2) 試料採取の方法 試料の採取は、関係法令、通知、日本工業規格等によるほか、以下の事項について特に留意し採水を行うこと。 ① 採水孔に損傷を与えないよう注意を払うこと(採水孔内径50mm、60mm)。 ② 表面土壌の落ち込み等により孔内水に汚染が生ずることが無いよう注意を払うこと。 ③ 採水前及び採水後の構内水位を観測し記録すること。</p> <p>(3) 測定の方法 水質の測定は、省令、神奈川県条例、環境庁告示により行い、これらに規定がない場合は、日本工業規格によるものとする。</p> |
| 5 | 特記事項 | <p>(1) 受託者は、本契約締結後、速やかに本業務に係る工程表を横須賀市(以下「市」という。)に提出し承認を得るものとする。 (2) 受託者は、各回の測定が終了する毎に、計量証明および写真(水質試料採取状況、水質分析状況、その他作業記録)を市に提出するものとする。 (3) 受託者は、本業務終了後、速やかに完了届及び以下の事項を記載した報告書を市に提出し、完了検査を受けるものとする。 ① 地下水位の観測に基づく変動記録 ② 地下水質の変動記録 ③ 以上の記録その他の情報に基づく考察及び当該最終処分場の維持管理に関し必要な事項 (4) 上記資料の提出部数は、完了届及び写真を除き3部とする。</p> |
| 6 | 関係法規 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 計量法における計量証明事業者(濃度)の登録 |
| 8 | 契約方法 | 総価による委託契約(一般委託) |

| | | |
|----|------------|--|
| 9 | 支払方法 | 委託料の支払は、業務完了後一括支払いとする。 |
| 10 | その他事項 | <p>(1)受託者は、試料採取、水質測定その他、本業務を遂行する上で必要な作業については、自ら行うものとし、再委託は不可とする。</p> <p>(2)受託者は、業務の適切な遂行を図るため、市と常に密接な連絡を取るものとする。</p> <p>(3)受託者は、業務の方針、条件等に疑義を生じた場合は、市と協議し明確にするものとする。</p> <p>(4)市は、本業務を遂行する上で必要な関係資料を受託者に貸与する。</p> <p>(5)受託者は、貸与された関係資料等を業務の完了後、ただちに返還しなければならない。</p> <p>(6)受託者は、本業務に係る廃液等は、関係法令を遵守し確実に処理すること。</p> <p>(7)履行期間満了日までに、委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。</p> <p>翌年度の4月1日から6月30日までの期間に予定している業務は、上記の「4業務内容－(1)測定項目－⑤及び⑥」(回数は各3回(月1回))とする。</p> <p>(8)受託者は、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。</p> |
| 11 | 監督員 連絡先 | 資源循環部資源循環施設課 伊藤亨 電話 046-822-9860 |

| | |
|--------------------------|--|
| ＜指示又は希望事項＞ | |
| グリーン物品購入 及び 環境配慮関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。</p> <p>(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |

業務内訳書

【A: 試料採取等】

(税抜き)

| No. | 項 目 | 単 位 | 数 量 | 契 約 単 価 (円) | 金 額 (円) |
|-----|-------|-----|-----|-------------|---------|
| 1 | 試料採取等 | 回 | 12 | | |

※上記は、試料採取に必要な一切の費用(人件費、試料運搬費等)、及び報告書作成費用等を含むものとする。

【B: 測定】

(税抜き)

| No. | 項 目 | 単 位 | 数 量 | 契 約 単 価 (円) | 金 額 (円) |
|-----|--|-----|-----|-------------|---------|
| 1 | 仕様書中の「4業務内容-(1)測定項目-①」の 省令第1条第2項第十号イの規定による地下水等検査 項目23項目 | 検体 | 2 | | |
| 2 | 仕様書中の「4業務内容-(1)測定項目-②」の 神奈川県生活環境の保全等に関する条例第29条に基 づく地下浸透禁止物質4項目 | 検体 | 2 | | |
| 3 | 仕様書中の「4業務内容-(1)測定項目-③」の 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月環境庁 告示第10号)に基づく4項目 | 検体 | 2 | | |
| 4 | 仕様書中の「4業務内容-(1)測定項目-④」の 長坂埋立地浄化センター水質と対比するための13項 目 | 検体 | 2 | | |
| 5 | 仕様書中の「4業務内容-(1)測定項目-⑤」の 省令第1条第2項第十号ハによる2項目 | 検体 | 12 | | |
| 6 | 仕様書中の「4業務内容-(1)測定項目-⑥」の 厚生省環境整備課長通知(平成10年3月衛環第8号)に よる過マンガン酸カリウム消費量 | 検体 | 12 | | |

※契約単価、金額欄は、受託者が記入する。

※数量に契約単価を乗じた金額(税抜き)の総額(A+B)を入札金額とすること。

地下水調査項目 1箇所当り

| No | 項目 | 回数 |
|----------------------|---------------------|----|
| A. 地下水質環境基準項目 (23項目) | | |
| 1 | カドミウム及びその化合物 | 1 |
| 2 | シアン化合物 | 1 |
| 3 | 鉛及びその化合物 | 1 |
| 4 | 六価クロム化合物 | 1 |
| 5 | 砒素及びその化合物 | 1 |
| 6 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 1 |
| 7 | アルキル水銀化合物 | 1 |
| 8 | ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 1 |
| 9 | トリクロロエチレン | 1 |
| 10 | テトラクロロエチレン | 1 |
| 11 | ジクロロメタン | 1 |
| 12 | 四塩化炭素 | 1 |
| 13 | 1,2-ジクロロエタン | 1 |
| 14 | 1,1-ジクロロエチレン | 1 |
| 15 | 1,2-ジクロロエチレン | 1 |
| 16 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 |
| 17 | 1,1,2-トリクロロエタン | 1 |
| 18 | 1,3-ジクロロプロペン | 1 |
| 19 | チウラム | 1 |
| 20 | シマジン | 1 |
| 21 | チオベンカルブ | 1 |
| 22 | ベンゼン | 1 |
| 23 | セレン及びその化合物 | 1 |
| B. 地下浸透禁止物質 (4項目) | | |
| 24 | 有機燐化合物 | 1 |
| 25 | クロム及びその化合物 | 1 |
| 26 | フェノール類含有量 | 1 |
| 27 | ふっ素及びその化合物 | 1 |

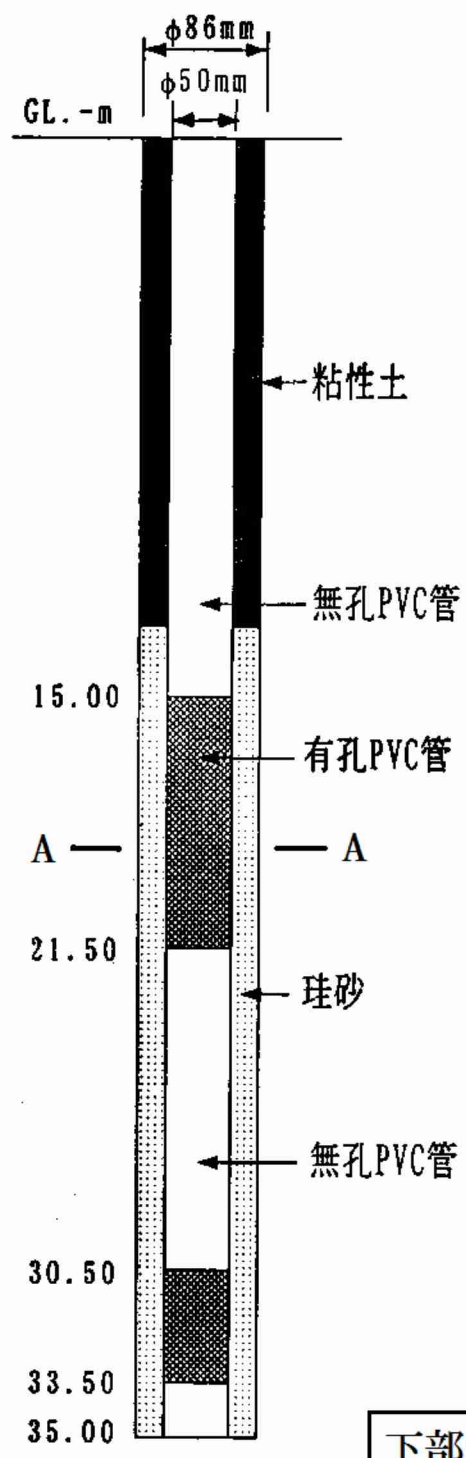
| No | 項目 | 回数 |
|---------------------------|------------------|----|
| C. 地下水水質汚濁環境基準項目 (4項目) | | |
| 28 | ほう素及びその化合物 | 1 |
| 29 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 1 |
| 30 | クロロエチレン | 1 |
| 31 | 1,4-ジオキサン | 1 |
| D. 長坂埋立地浄化センター水質対比 (13項目) | | |
| 32 | 水素イオン濃度 (pH) | 1 |
| 33 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 1 |
| 34 | 化学的酸素要求量 (COD) | 1 |
| 35 | 浮遊物質 (SS) | 1 |
| 36 | ノルマンヘキサン抽出物質含有量 | 1 |
| 37 | 銅含有量 | 1 |
| 38 | 亜鉛含有量 | 1 |
| 39 | 溶解性鉄含有量 | 1 |
| 40 | 溶解性マンガン含有量 | 1 |
| 41 | 大腸菌群数 (排水: デソ法) | 1 |
| 42 | 全窒素 | 1 |
| 43 | 全燐 | 1 |
| 44 | ニッケル及びその化合物 | 1 |
| E. 省令第1条第2項第十号ハによる (2項目) | | |
| 45 | 電気伝導率 | 6 |
| 46 | 塩化物イオン | 6 |
| F. 厚生省環境整備課長通知 項目 (1項目) | | |
| 47 | 過マンガン酸カリウム | 6 |

長坂埋立跡地地下水調査位置図

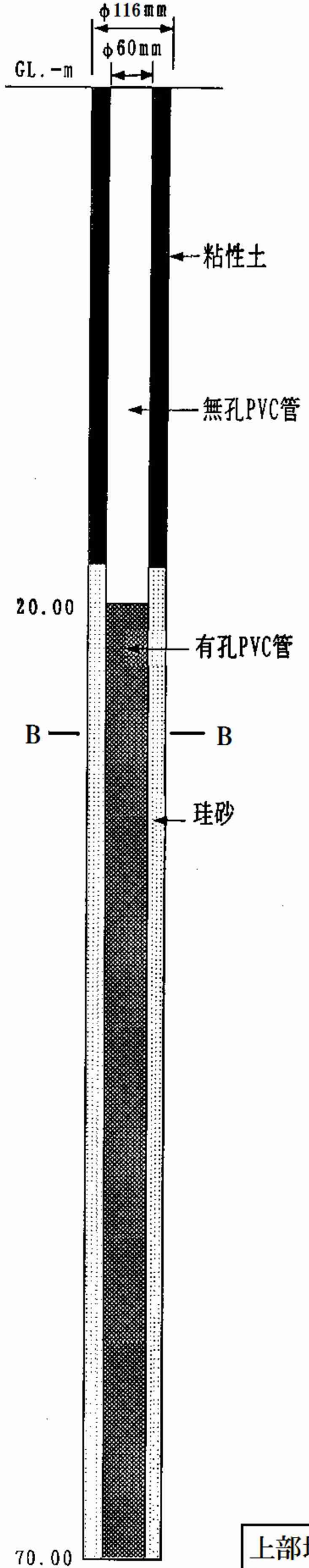


200m

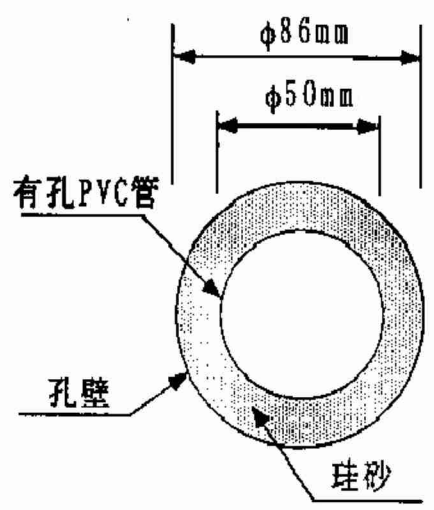
長坂埋立跡地地下水調査観測井概略図



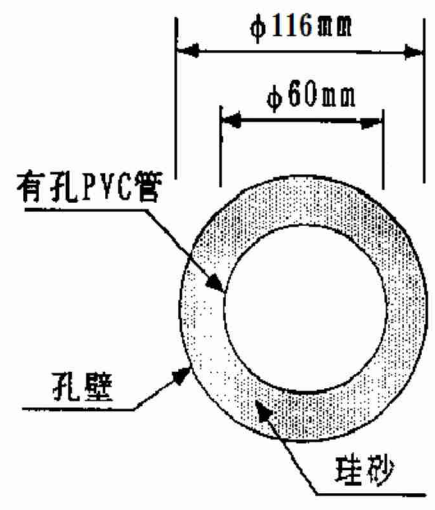
下部地下水
観測井



上部地下水
観測井



A-A断面図



B-B断面図